

湯河原町告示第84号

湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月5日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、日常的に電源を要する人工呼吸器等の医療機器（以下「電源を要する医療機器」という。）を使用する医療的ケア児が、停電等の際に電源を確保するための非常用電源装置等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、湯河原町補助金等交付規則（昭和43年湯河原町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において医療的ケア児とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）に規定する児童であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録がある者
- (2) 生命・身体機能の維持のため、電源を要する医療機器を在宅で常時使用する者

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録がある者
- (2) 医療的ケア児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第

6条に規定する保護者をいう。)

(3) 電源を要する医療機器の使用が不可欠である者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としない。

(1) 医療的ケア児が医療機関に入院中であるとき。

(2) 医療的ケア児が障害者支援施設に入所しているとき。

(3) 医療的ケア児が居住している建物又は施設（前号に規定する施設を除く。）において非常用電源装置等が確保されており、使用及び運搬を容易に行うことができるとき。

（補助対象品目）

第4条 補助金の交付の対象となる品目（以下「補助対象品目」という。）は、次に掲げる非常用電源装置等であって、医療的ケア児又は介助者が使用及び運搬を容易に行うことができるものとする。

(1) 正弦波インバーター発電機（ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機）

(2) ポータブル蓄電池（蓄電機能を有する正弦波交流出力電源装置）

(3) DC／ACインバーター（自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象品目としない。

(1) 他の補助制度の対象となるとき。

(2) 医療保険の適用対象となったとき。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象品目の購入に要する費用の額とする。

ただし、12万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象品目の購入前に湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 医師の意見書（様式第2号）

(2) 購入を希望する非常用電源装置等の見積書

(3) 購入を希望する非常用電源装置等の仕様が分かる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに内容を

審査の上、補助の可否を決定し、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）又は湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、非常用電源装置等を購入したときは、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 交付決定された非常用電源装置等の購入に要した費用を証する書類の写し
(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の額を確定し、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者は、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付請求書（様式第7号）により町長に請求しなければならない。

（非常用電源装置等の管理等）

第11条 交付決定者は、非常用電源装置等を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

（管理台帳の作成）

第12条 町長は、補助金の交付に当たり、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金管理台帳（様式第8号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

湯河原町長 様

住 所
氏 名
保 護 者
電話番号

湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付申請書

湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金の交付を受けたいので、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

また、町が申請の審査に必要な事項について調査又は照会することに同意します。

1 補助対児童

対象者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			

2 購入を予定している補助対象品目

補助対象品目	
購入予定品名称	
購入予定額	

注 購入品名称の欄には、メーカー、製品名、型番号等を記載すること。

3 入院又は施設入所及び居住建物又は施設の非常用電源装置等の確認

入院又は施設入所の有無	有	・	無
居住建物又は施設の非常用電源装置等	有	・	無

4 添付書類

- (1) 医師の意見書（様式第2号）
- (2) 購入を希望する非常用電源装置等の見積書
- (3) 購入を希望する非常用電源装置等の仕様が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

意見書

氏名及び 生年月日	(年 月 日)
住 所	
医療的ケアの内容	<p>該当するものに○をしてください。</p> <p>ア 人工呼吸器使用 (N P P V療法(非侵襲的陽圧換気療法)、ネザルハイフロー、肺内パーカッションベンチレーター、排たん補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。)</p> <p>イ 酸素療法 (酸素濃縮器)</p> <p>ウ たん吸引器又はネブライザー使用</p> <p>エ 経管栄養(持続経管注入ポンプ使用の場合に限る。)</p> <p>オ 中心静脈カテーテル(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)</p> <p>カ 持続皮下注射ポンプ使用の注射管理</p> <p>キ 繼続する透析 (血液透析及び腹膜透析を含む。)</p>
参考となる経過・現症(在宅で寝たきり状態であるか等)	
備 考	

意見書作成年月日 年 月 日

医療機関所在地

医療機関名

診療担当科名 科

担当医師名 印

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日
様

湯河原町長 印

湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金について、次のとおり交付することと決定したので、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) この補助金により購入した非常用電源装置等を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。
- (3) 非常用電源装置等の購入後又は交付の決定に係る会計年度終了時に湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金実績報告書（様式第5号）を提出すること。
- (4) 湯河原町補助金等交付規則第14条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (5) (4)により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に關し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日
様

湯河原町長 印

湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

湯河原町長 様

住 所
氏 名
保 護 者
電話番号

湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金実績報告書

年　月　日付け第　　号で交付決定を受けた湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金に係る非常用電源装置等の購入の実績について、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助対象児童

対象者	ふりがな		生年月日	年　月　日
	氏　名			
	住　所			

2 補助対象品目の購入実績等

補助対象品目	
購入品名称	
購入実績額	

注 購入品名称の欄には、メーカー、製品名、型番号等を記載すること。

3 添付書類

- (1) 交付決定された非常用電源装置等の購入に要した費用を証する書類の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日
様

湯河原町長 印

湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金について、次のとおり補助金の額を確定しましたので、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付要綱第9条の規定により、通知します。

補助金の交付確定額

円

様式第7号（第10条関係）

年　月　日

湯河原町長様

住 所
氏 名
保 護 者
電話番号

湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付請求書

年　月　日付け第　　号で確定の通知があつた湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金について、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付請求額 _____円

2 振込先口座

金融機関名		支 店 名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

様式第8号（第12条関係）

湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金管理台帳